

法務局地図作成事業の実施に伴う 土地所有者様等へのはがき送付について（お知らせ）

秋田地方法務局では、法務局地図作成事業の実施に伴い、本事業地区内の該当する土地の所有者又は管理者の皆様に、次の内容ではがきを送付しています。

御不明な点がございましたら、当局登記部門地図整備・筆界特定室までお問合せ願います。

【作業地区】

- 1 秋田市檜山共和町の全部
- 2 秋田市檜山登町の全部
- 3 秋田市檜山南中町の全部
- 4 秋田市檜山川口境の一部

令和 8 年 8 月

各 位

秋田地方法務局

登記簿上の所有者の確認について

秋田地方法務局では、令和 8 年度から令和 9 年度にかけて、秋田市の「檜山共和町、檜山登町、檜山南中町の各全部及び檜山川口境の一部」地区におきまして、法務局地図作成事業を実施いたします。

つきましては、上記地区内の土地について、登記簿上の所有者に変更がないかを確認するため、同所有者様宛てに、このはがきを送付させていただきました。

このはがきの表面に記載された所有者様の住所、氏名に変更がある場合や、相続登記が未了である場合には、お手数ですが、当局登記部門 地図整備・筆界特定室までご連絡いただきますようお願いいたします。ご連絡いただいた内容につきましては、秘密保持に留意し本事業以外の目的に使用いたしません。

なお、はがき送付の件は、当局のホームページ（<https://houmukyoku.moj.go.jp/akita/>）でもお知らせしております。

おって、令和 9 年 5 月から 8 月頃に、土地境界の確認を行う予定ですので、その際にはご協力をいただきますよう、お願いいたします。



【問合せ先】

秋田市山王七丁目 1 番 3 号

秋田地方法務局ホームページ

秋田地方法務局登記部門 地図整備・筆界特定室

電話 018-862-1442 （担当 高見）